

●香川県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年10月28日から同年11月18日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 富田西鴨庄線（140号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町神前字遊良 1848番1地先から	前	9.4~28.9	31	交通安全施設整備事業による歩道整備
さぬき市寒川町神前字遊良 1848番2地先まで	後	11.6~28.9	31	